

国土交通省所管公共事業の再評価実施要領の改正点

○ 国土交通省所管公共事業の再評価実施要領（平成十三年七月六日）

（傍線部分は改正部分）

	改	正	現	行	理由
第1 目的					
第2 再評価の対象とする事業の範囲	（略）	（略）	（略）	（略）	
第3 再評価を実施する事業	（略）	（略）	（略）	（略）	
第4 再評価の実施及び結果等の公表					
1 再評価の実施手続き					
（4）河川事業、ダム事業については、河川法に基づき、学識経験者等から構成される委員会等での審議を経て、河川整備計画の策定・変更を行った場合には、再評価の手続きが行われたものとして位置付けるものとする。また、公団等施行事業においても、河川整備計画の策定・変更の手続きの実施主体は地方支公共団体とする。	（4）河川事業、ダム事業における再評価の実施手続きについては、河川法に基づく河川整備計画の策定・変更の手続きの活用を図るものとし、公団等施行事業においても河川整備計画の策定・変更の手続きの実施主体は地方支分部局等又は地方公共団体とする。	・河川整備計画の位置付けを明確化。			

改 正	現 行	理 由
<p>第5 再評価手法の手法</p> <p>1 再評価手法の策定</p>	<p>第5 再評価手法の手法</p> <p>1 再評価手法の策定</p>	<p>・記述が不明瞭であるため。</p>
<p>(1) 所管部局等は、事業種別ごとの費用対効果分析を含む再評価手法を策定する。なお、事業種別ごとの再評価手法の策定に当たっては、評価手法研究委員会（「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」第5の1に定める評価手法研究委員会をいう。）に意見を聞くものとする。</p> <p>(2) 所管部局等は、事業種別ごとに策定した再評価手法を公共事業評価システム検討委員会（「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」第6に定める公共事業評価システム検討委員会をいう。以下「検討委員会」という。）に報告するものとする。</p> <p>(3) 再評価手法の改善については、第5の1(1)及び(2)の「策定」を「改善」に読み替えるものとする。</p>	<p>所管部局等は、事業種別ごとに費用対効果分析を含む再評価手法を策定し、公共事業評価システム検討委員会（「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」第6に定める公共事業評価システム検討委員会をいう。以下「検討委員会」という。）に報告するものとする。</p> <p>所管部局等は、事業種別ごとの再評価手法の策定・改善に当たっては、評価手法研究委員会（「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」第5の1に定める評価手法研究委員会をいう。）に意見を聞くものとする。</p> <p>所管部局等は、策定した再評価手法を公表するものとする</p>	

改 正	現 行	理 由
<p>4 対応方針又は対応方針（案）決定の考え方</p> <p>(4) 河川事業、ダム事業については、河川整備計画の策定・変更にあたり、学識経験者等から構成される委員会等が設置され、審議中である場合には、その審議状況を踏まえて、当面の事業の対応方針について判断するものとする。</p>	<p>4 対応方針又は対応方針（案）決定の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川整備計画の位置付けを明確化。 	
<p>第6 事業評価監視委員会</p> <p>再評価の実施主体の長は、再評価に当たって学識経験者等の第三者から構成される委員会を設置し、意見を聴き、その意見を尊重するものとする。</p> <p>6 河川整備計画の点検の手続きによる場合の取扱</p> <p>河川事業、ダム事業については、河川整備計画策定後、計画内容の点検のために学識経験者等から構成される委員会等が設置されている場合は、事業評価監視委員会に代えて当該委員会で審議等を行うものとする。</p>	<p>第6 事業評価監視委員会</p> <p>再評価の実施主体は、再評価に当たって学識経験者等の第三者から構成される委員会を設置し、意見を聴き、その意見を尊重するものとする。</p> <p>6 河川整備計画の策定・変更の手続きによる場合の取扱</p> <p>河川事業、ダム事業については、河川整備計画の策定・変更の際、河川法に基づき、学識経験者、関係住民、地方公共団体の長の意見を聴くに当たって、学識経験者等から構成される委員会等が設置される場合は、事業評価監視委員会に代えて、当該委員会において審議を行うものとする</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現の適正化。 ・河川整備計画の位置付けを明確化。 ・河川整備計画の位置付けを明確化。

		改	正
第7 その他 (略)	第8 施行	現 行	理 由
1 本要領は、平成15年○月○日から施行する。 2 本要領の施行に伴い、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領（平成13年7月6日策定）」は、廃止する。	1 本要領は、平成13年7月6日から施行する。 2 本要領の施行に伴い、「運輸関係公共事業の再評価実施要領（平成11年3月10日運輸省公共事業改革等推進本部決定）」、「建設省所管公共事業の再評価実施要領（平成10年3月27日策定）」及び「北海道開発事業再評価実施要領（平成10年4月1日策定）」は、廃止する。 ・施行時期が異なるため。	第7 その他 (略)	第8 施行